

**ご存じですか？看護職賠償責任保険制度について**



日本看護協会より2008年に看護職が関与した医療事故の報道について概要の報告がありました。全国紙やインターネットなどからの情報収集によるものですが、79件の報道でした。内容は、日常生活の援助：9件、検査・採血：18件、与薬：19件、処置：14件、機器一般：4件です。与薬の事例については、6名の患者様がお亡くなりになっています。

平成21年1月に、看護職16名が行政処分を受けています。医療法の改正に伴い、今回の行政処分を受けた者は、再教育研修を受けることが、看護業務への復帰条件となっています。

『人は誰でも間違える』であり、誰でも医療事故に遭遇しないとも限りません。看護職個人の責任が問われるようになった時代、看護職の法的責任を理解する必要があると思われます。そのことについてわかりやすく解説したDVDが各施設に、日本看護協会出版会より配布されています。それには、看護職が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償する制度についても説明しています。院内教育などにご活用下さい。



<http://www.jnapc.co.jp/hoken/naiyo.shtml>